

季刊

労働おきなわ

2010 Autumn

No.111



沖縄県観光商工部雇用労政課

再生紙を使用しています。

労働相談窓口

フリーダイヤル
☎ 0120-610-223

労働おきなわ

2010 Autumn No.111

◇ Relay Essay	
沖縄労働局職業安定部長 渡部 昌平	1
◇ 平成22年中小・中堅企業春季賃上げ要求・安堵状況	2
◇ 平成22年度沖縄県労働大学進学及び勤労青少年の同世代講演会が開催されました	3
◇ 平成22年度みんなでグッジョブ運動推進大会を開催しました！	4
◇ INFORMATION	
・ 世代再チャレンジ雇用支援事業	5
・ マッチング促進事業（情報通信・観光産業）イベント日程	5
・ 平成22年度後期技能検定受験案内	6
・ おきなわ技能フェスティバル2010	7
・ 平成22年度働き方考えるセミナーの案内	8
・ 「働く人のベシックガイド【第4版】」を作成しました	8
・ ゆいワーク（財）沖縄中部勤労者福祉サービスセンター	9
・ セクシャルハラスメント相談回が変わりました！	10
・ 65歳までの定年の引き上げ等の速やかな実施を！	12
・ 中退者からのお知らせ	13
◇ 労働相談～就業規則と労働協約及び労働組合の意義について～	14
◇ 労働委員会だより～10月は「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間です！～	15
◇ 沖縄県労働経済指標	16



◀表紙の写真

平成22年7月20日(火)、浦添市の国立劇場おきなわにて、『平成22年度みんなでグッジョブ運動推進大会』が開催されました。大会には延べ600余名が参加し、大盛況の中幕を閉じました。



沖縄の若者の未来のために

沖縄労働局職業安定部長 渡部 昌平

平成22年3月高校卒の内定率は、景気の悪化の影響を受け、78.5%（3月末現在）という危機的な数字となりました。400人近い生徒が就職できなかった計算になります。ところがこれを県内志望・県外志望で分けると、面白い結果が見えてきます。県内希望者の内定率が66.5%に留まったのに比して、県外希望者の内定率は実に95.4%にもなったのです。

県外を希望するだけでこれだけ内定率に差が出るのです。昨年度は県外からの求人募集も大幅に落ち込みましたが、それでも県内求人よりは多かったのです。経済上の理由や家族の都合で県外に出られない生徒もいると思いますが、「まず県内(地域)で」と考えるのではなく、「将来どうなりたいか」という視点から考える必要があるのではないのでしょうか。那覇の生徒が、目的を持って北部や先島に就職するのも、悪いことではないと思います。

親元を離れて暮らすことに（本人も親も）不安があるかもしれません。しかしそれも自分の力で生きていくための勉強です。将来は沖縄に帰ってくるにせよ、5年10年20年と県外で「沖縄ではできない経験」「沖縄では得られない知識やノウハウ」を獲得すれば、帰ってきた後の沖縄生活が明るいものになるのではないのでしょうか。

今の若い人は仕事を知る機会がありません。中学生に職場体験（インターンシップ）の希望を聞くと、スーパーやコンビニ、保育園など身近な職種しか知らないことがよく分かります。そうした若者に「自分の好きな職業を選べ」というのはちょっとかわいそうです。押し付けはいけません。「とにかく就職できるところに、とりあえず飛び込め」とアドバイスすることも必要です。若いうちから職種にこだわる必要はあまりありません。

沖縄は観光立県、サービス産業化していますから、これからは「土日の勤務は当たり前」になると思います。土日の勤務も厭わないことで、就職可能性は格段にアップします。公務員や著名企業にこだわらないことでも、就職可能性は格段にアップします。とにかく就職しないことには経験やノウハウは蓄積しません。企業の規模や勤務時間にこだわるのも、あまり得策ではありません。

実は、若者はいつの時代でも不安を抱えています。就職すればそれまでの学校や社会の文化から出て、会社の、社会人の文化の中に入っていくことになります。新しい人間関係への不安、仕事への不安、生活への不安、いろいろなものが入り混じることでしょう。見せ掛けの「安定」に救いを求める気持ちは分からなくもありません。しかし経験を積まないことには、就職しないことには、将来の安定はあり得ません。

その不安を支えられるのは親であり、兄姉であり、祖父祖母であり、親戚であり、先輩であり、周囲の支えなのではないのでしょうか。「大丈夫だよ」「頑張ってこいよ」と気持ちよく送り出してあげることができないのでしょうか。

野望を持つ若者が減ってきていると言われています。それは実は大人世代の鏡写しです。大人世代が元気で、大人世代が若者を勇気づけるからこそ、若者も元気になるのだと思います。野望を持てるのだと思います。

スポーツにせよ芸能にせよ、沖縄は元気です。経済だって雇用だって元気にならないはずがありません。大人世代が意識して、若者を新しい世界に出そうではありませんか。

平成22年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況

平均妥結額 **3,178円** 平均賃上げ率 **1.35%**

- ◇ 県雇用労政課では、県内の平成22年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況の結果をまとめた。この調査は、企業規模1,000人未満で労働組合を有する県内の民間企業177社を対象に、6月30日時点での要求妥結状況を集計したものである。
- ◇ 今回の調査では、135社から回答が得られ、要求・交渉のあった95社のうち、妥結に至った企業は70社で、妥結率は73.7%となっている。
- ◇ 平均妥結額は、3,178円、賃上げ率は1.35%となっており、前年(3,129円、1.32%)と比べ、額で49円増、率で0.03ポイント上回った。
さらに、妥結企業数を時期別にみると、3月まで13社(前年13社)、4月22社(同29社)、5月21社(同11社)、6月14社(同24社)となっている。
- ◇ 産業別妥結状況を見ると、妥結額の高い産業は、「情報通信業(4,297円)」、「卸売・小売業(4,085円)」、「製造業(3,640円)」などの順になっている。
逆に低い産業は、「宿泊業、飲食サービス業(1,753円)」、「運輸業、郵便業(2,288円)」、「電気・ガス・熱供給・水道業(2,991円)」などの順になっている。

平成22年中小・中堅企業春季賃上げ要求・妥結状況 (平成22年6月30日現在)

産業区分	集計対象 企業数 社	企業規模 1000人未満			
		妥結前平均賃金 円	要求額 円	妥結額 円	賃上げ率 %
全産業計	70	236,022	6,731	3,178	1.35
製造業計	18	242,148	6,306	3,640	1.50
食料品・たばこ	10	244,021	5,417	3,140	1.29
化学	2	226,446	12,838	4,100	1.81
石油・石炭製品	2	339,674	5,877	5,363	1.58
窯業・土石製品	1	×	×	×	×
鉄鋼	1	×	×	×	×
金属製品	2	195,737	5,000	4,163	2.13
建設業	2	178,783	4,336	3,323	1.86
電気・ガス・熱供給・水道業	5	235,381	5,509	2,991	1.27
情報通信業	6	274,640	7,884	4,297	1.56
運輸業・郵便業	22	226,322	8,220	2,288	1.01
卸売・小売業	11	240,285	4,979	4,085	1.70
金融・保険業、不動産業	1	×	×	×	×
宿泊業、飲食サービス業	3	184,510	4,733	1,753	0.95
教育、学習支援業、医療、福祉	1	×	×	×	×
複合サービス業、サービス業	1	×	×	×	×

1 数値は単純平均である。
2 ×印は企業数が少ないため公表を差し控えるもの。

平成22年度沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会が開催されました

平成22年7月27日、沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザにて、沖縄県労働大学講座及び「勤労青少年の日」記念講演会(主催:沖縄県)が、約150名の参加者のもと、開催されました。

第一部では、社会保険労務士の青山喜佐子さんをお招きし「変化に対応する就業規則」と題して御講演いただきました。

まず初めに、就業規則が整備されると、働く、ルールが明確になり社員が安心して働くことができ、また経営者が社員を不公平に扱うことを防ぐことができる等、幾つかのメリットについて話されました。

また、会社が整備している就業規則は、罰則規定が多すぎること、社員のモチベーションを上げるためにも表彰等を取り入れてみるのもいいのではないかと提案しました。

次に、時間外労働の割増賃金が引き上げになった改正労働法、裁判員制度の中で従業員が裁判員になった場合の取り扱い等について説明がありました。

最後に、法律が変わり、環境が変わり、働く人の意識が変わることによって就業規則を見直していく必要があることを述べ、「就業規則は、社員に公平で根拠が明確なものが良く、会社の実情に合った、実際に使えるものでなければならぬ。」と訴えました。また、「改正後は社員にきちんと開示し、管理者がよく理解して運用して

ほしい。」と呼び掛けました。

第二部では、沖縄産業保健推進センター副所長の松野豊さんをお招きし「メンタルヘルスと就業規則」と題して御講演いただきました。

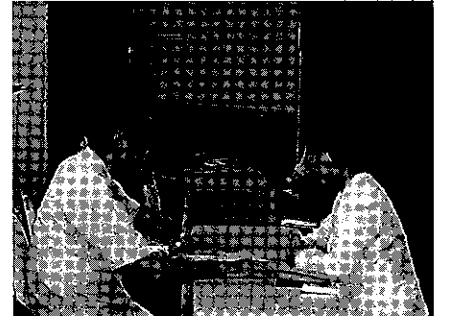
WHOの統計で、病気による労働損失のトップはうつ病であり、メンタル不調は一度回復しても再発するケースが多いこと等について説明がありました。

また、会社側がメンタル不調の社員に心療内科を勧めても唐突感があり反発を招く恐れがあるので、予防策として、「昇進・配置転換のあった社員は、定期的に面接を行う」等という規程を作り医師に繋げてみるのもいいのではないかと提案しました。

ある会社では、休職規程の中で同一疾患の通算規程がないことから、出勤・欠勤を約7年繰り返している社員がおり、その対応に苦慮している事例をあげ、その対応策として、休職通算規程の導入と併せて病休の日数拡大を行う等、プラスとマイナスの労働条件を併せて、就業規則を見直す方法等について助言がありました。

講演後には個別相談会が開かれ、各講師に熱心に質問をする参加者の姿も見られました。

今回の講演会により、働きやすい職場環境をつくる上で、会社の実態に合った就業規則を作成することがいかに大切であるか確認でき、また自分の会社の労働条件、就業規則等を見直す、良い機会になることができました。



平成22年度みんなでグッジョブ運動推進大会を開催しました!

沖縄県の雇用情勢を全国並みに改善するため県民が一丸となって取り組む県民運動「みんなでグッジョブ運動」では、7月をみんなでグッジョブ運動推進月間と位置づけ、広報・啓発活動を集中的に実施しています。

その一環として、7月20日、浦添市の国立劇場おきなわにおいて、平成22年度みんなでグッジョブ運動推進大会を開催しました。県内の児童・生徒、教育関係者、企業関係者など600名余りの方々にご来場いただきました。

大会の冒頭では、今年度運動スローガンに決まった「グッジョブで 見つけるあなたの 明るい未来」を、来場者代表6名による除幕により盛大に発表しました。



続いて、立教大学大学院准教授の小島貴子先生に「沖縄の『働く』を地域・学校・家庭で育む」と題してご講演いただきました。小島先生は、会場の多くの生徒さんたちに対して、働く大人たちに働く喜びをたずねたり、3年後の自分を見据えて、今、何をすべきかを考えて行動してほしいと伝えられました。

その後、県民の皆様に応募を呼びかけたグッジョブ川柳、グッジョブこぼれ話を発表し、ご来場の皆様に投票していただき、各表彰を決定しました。

最後に、仲井眞県知事、安里副知事、小島先生等出演者全員による県民宣言と「みんなで、グッジョブ!」のかけ声で、今後も雇用情勢の改善に向けた

取り組みを県民一丸となってやっというとの誓いを行いました。

○平成22年度みんなでグッジョブ運動スローガン 県知事賞

「グッジョブで 見つけるあなたの 明るい未来」 (与儀香菜子さん)

○グッジョブ川柳大賞

「若干名 千人募集と 勘違い」 (ペンネームジェームスさん)

○グッジョブこぼれ話大賞

「研修生」 (石川響也さん)

みんなでグッジョブ運動推進功労者表彰

7月12日、県庁県民ホールにおいて、「グッジョブ表彰」の表彰式を行いました。

みんなでグッジョブ運動の趣旨に則り優れた取り組みを進め、グッジョブ運動に貢献していると認められる以下の6者を表彰しました。

- 株式会社お菓子のポルシェ
- 株式会社かりゆし
- 那覇鋼材株式会社
- 株式会社日進
- 有限会社やんばるライフ
- 株式会社りゅうせき

(五十音順)



核世代再チャレンジ雇用支援事業

事業主の皆さん、まだ間に合います! 活用しませんか~!

★★核世代再チャレンジ雇用奨励金★★

受付中!

この事業は、ハローワークが紹介する40歳以上44歳以下(「核世代」)の求職者を事業主が短期間(原則3か月)試行的に雇用(「再チャレンジ雇用」)し、その間に、事業主と対象労働者とで、業務遂行にあたっての適性や能力などを見極め、相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行を支援する制度です。

例えば・・・○試験や履歴書、面接だけで判断しても不安

○業務の遂行能力はあるのか?

○就業規則等は守れるのか?

奨励金の支給

対象労働者1人につき月額5万円×最大3か月分

(予算に限りがありますので、実施出来ない場合がございます。ご了承下さい。)

【お問い合わせ先】(財)雇用開発推進機構 TEL:098-859-6140 FAX:098-859-6220
URL: <http://www.empact.or.jp/>

マッチング促進事業(情報通信・観光産業)イベント日程

【内容】

県では、「みんなでグッジョブ運動」の一環として、沖縄県の重点産業である観光・リゾート産業と情報通信産業における求人と求職者のミスマッチを解消し雇用情勢の改善を図るため、下記のイベントを開催します。詳しくは、(財)雇用開発推進機構事業部 TEL 098-859-6140 まで。

http://www.empact.or.jp/empact_home.nsf

※は、ふるさとハローワーク就職支援事業



【目 程】	情報通信産業			観光産業	
	北部地区	中部地区	南部地区	中部地区	南部地区
企業見学 バスツアー (※)	10/14 (木)	11/2 (火)	11/12 (金)	8/31 (火)	10/1 (金)
フォーラム	10/18 (月)	11/9 (火)	11/22 (月)	9/7 (火)	10/13 (水)
会場	名護市民会館	沖縄市民会館	沖縄産業支援センター	沖縄市民会館	沖縄産業支援センター
合同企業説明会・ 面接会 (※)	10/18 (月)	11/17 (水)	12/1 (水)	9/24 (金)	10/21 (木)
会場	名護市民会館	沖縄市民会館	沖縄産業支援センター	沖縄市民会館	沖縄産業支援センター



平成22年度後期技能検定受検案内

職業能力開発促進法に基づく国家検定制度の平成22年度後期技能検定を次のとおり実施します。

受検受付	平成22年9月27日(月)から10月8日(金)まで 沖縄県職業能力開発協会 〒900-0036 那覇市西3丁目14番1号 (TEL) 098-862-4278 (FAX) 098-866-4964 (URL) http://www.oki-vada.or.jp
実技試験	問題公表 平成22年11月19日(月)★ 実施 平成22年11月29日(月)から平成23年2月20日(日)まで★
学科試験	平成23年1月23日(日)、1月30日(日)、2月6日(日)★
合格発表	平成23年3月15日(火)★

特級 (7職種)

検定職種名						
機械加工	機械保全	電気機器組立て	自動販売機調整	建設機械整備	婦人子供服製	パン製造

単一等級 (2職種2作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業	バルコニー施工	金属バルコニー工事作業

1・2級 (22職種25作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
さく井	ロータリー式さく井工事作業	厨房設備施工	厨房設備施工作業
ロープ加工	ロープ加工作業	型枠施工	型枠工事作業
機械保全	機械系保全作業	鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
	電気系保全作業		鉄筋組立て作業
電気機器組立て	シーケンス制御作業	コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
自動販売機調整	自動販売機調整作業	防水施工	アスファルト防水工事作業
農業機械整備	農業機械整備作業		改質アスファルトシートトーチ工法
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	カーテンウォール施工	防水工事作業
		金属製カーテンウォール工事作業	
和裁	和服製作作業	自動ドア施工	自動ドア施工作業
パン製造	パン製造作業	ガラス施工	ガラス工事作業
菓子製造	洋菓子製造作業	電気製図	配電盤・制御盤製図作業
建築大工	大工工事作業	塗装	鋼橋塗装作業
配管	建築配管作業	※改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業は学科試験のみ実施	

3級 (4職種4作業)

職種名	作業名	職種名	作業名
電気機器組立て	シーケンス制御作業	和裁	和裁製作作業
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	配管	建築配管作業

おきなわ技能フェスティバル2010

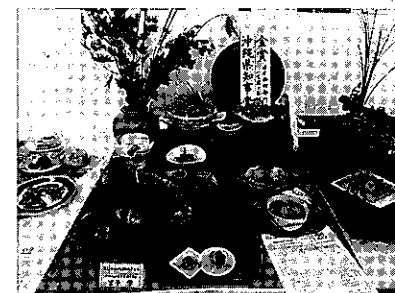
おきなわ技能フェスティバルは、技能労働者の技能の向上と技能に対する社会一般の認識を深め、本県の経済産業、観光振興並びに技能尊重気運の醸成を図ることを目的として開催する『職人』による技能イベントです。

とき 平成22年10月17日(日) 10:30~17:00
ところ 那覇地域職業訓練センター(那覇市西3-14-1)

★第24回 沖縄県調理技能競技大会★

技能労働者の有する熟練技能を的確に評価し、目標を与えることにより技能者の技能及び社会的評価の向上を図る。

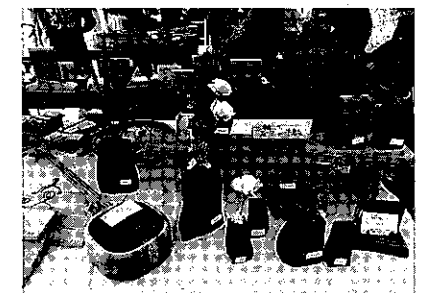
- 競技部門：日本料理部門「会席の部」、西洋料理部門「コースの部」、氷彫刻部門、洋菓子部門
- ものづくりふれあい体験コーナー (西洋料理、日本料理、洋菓子など7品の料理が体験できる!)
- プロの味試食コーナー (プロの料理人が作る本格料理が無料で試食できる!)



★平成22年度技能展★

技能士会及び職業能力開発施設の活動紹介、作品の展示、即売及びものづくり無料体験を実施する。

- 展示：漆喰シーサー、畳製品、コテ絵、フラワーアレンジメントなど
- 即売：婦人子供服、観葉植物、木工製品など
- 実演：竹垣製作、土カベ塗り、糸ノコ作業など
- 紹介：技能検定制度、職業訓練施設等
- ものづくり無料体験コーナー (技能士さんと工作しよう!)
ティッシュケース、コサージュ、ネームプレート、光る泥だんご、インドアプラント、貯金箱
ぶんちん、フラワーアレンジメント、瓦の絵付け、ミニ六角形畳づくりなど



主催 沖縄県職業能力開発協会、(社) 沖縄県技能士会連合会、(社) 沖縄県調理師会
(社) 沖縄県洋菓子協会、沖縄県飲食業生活衛生同業組合

(事務局) 沖縄県職業能力開発協会 那覇市西3-14-1 (TEL 098-862-4278)

平成22年度 働き方を考えるセミナーの案内

目 時 平成22年11月10日(水) 午後1時半～4時

場 所 沖縄県立博物館・美術館 講堂
(那覇市おもろまち3-1-1)

内 容 講演「仕事・育児・生活を笑って過ごそう！」
安藤哲也氏

NPO法人ファザーリング・ジャパン代表
沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証証書交付式

主 催 沖縄県、(財)21世紀職業財団
問い合わせ先：沖縄県雇用労政課(電話 098-866-2366)

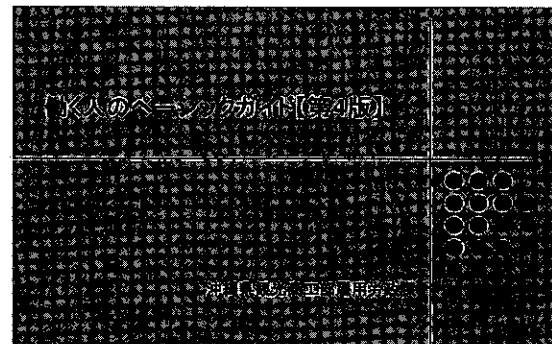
「働く人のベーシックガイド 【第4版】」を作成しました...

労働基準法や育児・介護休業法等の改正を受け、『働く人のベーシックガイド【第4版】』(A5版)を改訂しました。

労働法の基礎、社会保険、女性の保護規定、困ったときの相談窓口など、働くうえで知っておきたい基礎的な知識をQ&A方式で簡潔にまとめてあります。

業務の合間に各職場で学習会など開いてみてはいかがでしょうか。

ご希望があれば郵送致しますので、沖縄県雇用労政課労政福祉班(866-2366)までご連絡ください。



ご存知ですか? ゆいワーク

(財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター
自営業の方、中小規模事業所の事業主、従業員の皆様、共済会や互助会のアウトソーシング
月額 おひとり1,000円のご負担で 豊富な福利厚生メニュー

加入できる方は

- ・沖縄市・北谷町・うるま市・北中城村で働いている方(事業主・専従者を含む)
 - ・沖縄市・北谷町・うるま市・北中城村に在住し、他市町村で働いている方
- ただし、週20時間以下勤務の方、短期契約で働く方、退職・離職予定の方等、加入できない場合があります。

会員に人気! 主なサービス



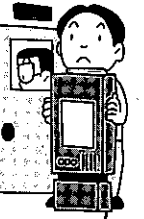
お祝金・お見舞金給付

結婚・出産・還暦・勤続などのお祝金
傷病休業・死亡などのお見舞金
34種の給付金



健康診断受診補助

定期健診や人間ドックを受診した場合、補助が受けられます。(年1回)



余暇活動助成 (会員は、一般よりお安い料金でご利用できます。)

仕事以外の時間(余暇)も充実! ご家族やお友達と楽しい時間を過ごしてリフレッシュ!

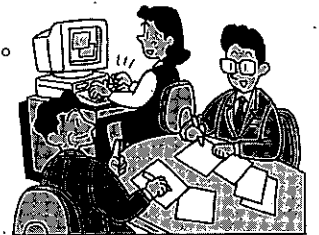
- ・映画券・コンサート等のチケット斡旋販売、観覧補助、
- ・日帰りバスツアー、ボウリング大会・ゴルフ大会 他の開催
- ・宿泊旅行補助、ホテルのキャンペーンの情報提供など
- ・全国や九州サービスセンターと協力し、ホテル、店舗、娯楽施設がお安く利用できるよう提携。共同企画や物品販売も好評です。



その他：パソコン講習会、健康講演会、通信講座の受講料助成、生活資金融資斡旋 他

入会のメリット(事業主)

- お得な税制面。事業所が負担した会費は損金または必要経費として計上できます。
- 事業所単独で行うことが難しい福利厚生制度を簡単に整備できます。
- 事業主も従業員と同じ福利厚生サービスが受けられます。
- 企画や手配等の手間が軽減されます。



従業員(会員)にとってのメリット

- お祝金やお見舞金を受け取ることができます。 ○お得な情報を定期的にゲット!
- チケット等が通常よりお安く購入できます。 ○ご家族もお得料金で利用できます。

資料請求・詳しい説明をご希望の方・入会のお申込みは.....

ゆいワーク

☎ 098-929-4001

http://www.yuiwaku-oki.jp

(財)沖縄中部勤労者福祉サービスセンター 〒904-0014 沖縄市仲宗根町35-8

セクシュアルハラスメント相談日が変わりました!

沖縄労働局雇用均等室では、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談を受けています。この度セクシュアルハラスメント相談員の相談日が変わりましたのでお知らせします。

沖縄労働局雇用均等室

相談日：毎週月曜日・水曜日 午前10:00～午後5:00

TEL：098-868-4380

所在地：那覇市おもろまち2丁目1番1号

那覇第2地方合同庁舎1号館3階10番

対象者：労働者、事業主、家族等

相談は無料。秘密厳守。

月・水曜日以外の曜日は雇用均等室職員が対応します。

土日、祝祭日は閉庁となります。

※ 夜間・土曜日は「仕事応援ダイヤル」で無料相談を行っています。

全国社会保険労務士会連合会

受付時間：毎週月～金曜日 午後5:00～午後8:00

土曜日 午前10:00～午後6:00

TEL：0120-07-4864 (携帯電話不通)

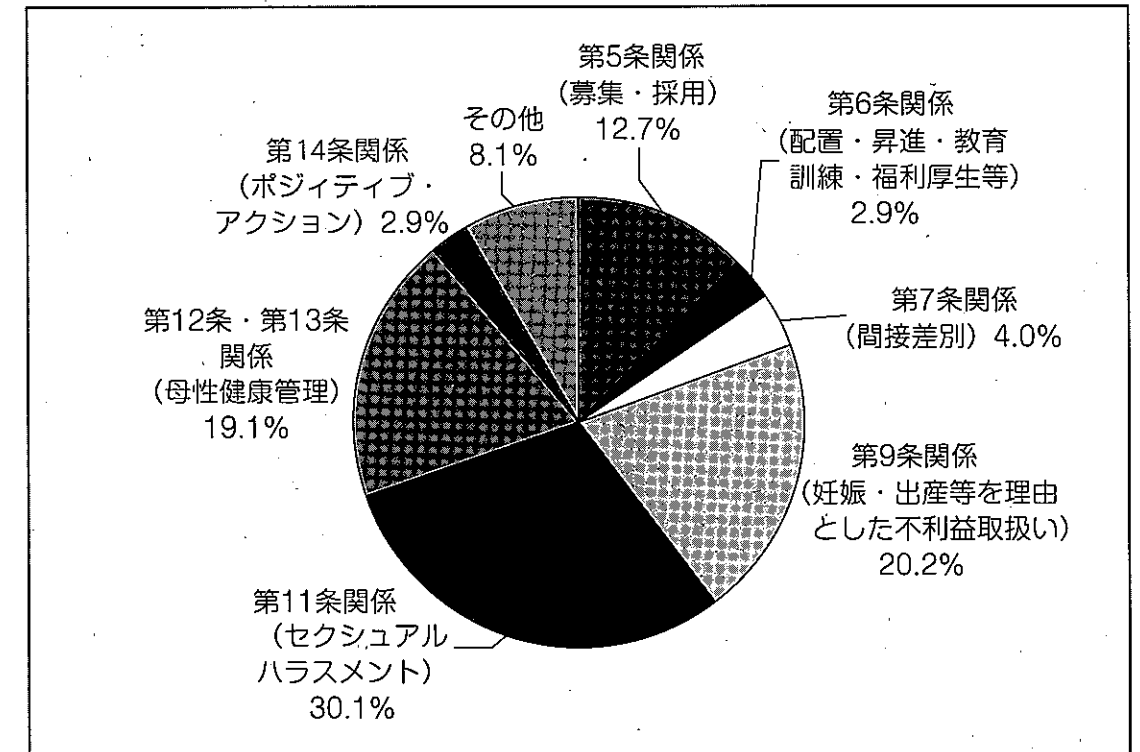
0570-07-4864 (携帯電話用有料)

※メール相談は24時間相談できます

※セクシュアルハラスメント以外に、会社での男女差別や育児・介護休業、パートタイム労働問題について社会保険労務士が親切丁寧にお答えします。

男女雇用機会均等法の相談で一番多いのがセクシュアルハラスメントに関するものです。

平成21年度 雇用均等室への相談内容



※ 雇用均等室では紛争解決の援助等を行っています。ご利用ください。

男女雇用機会均等法

法違反のある事業場に対する行政指導

男女雇用機会均等法に違反していることが明らかになった場合は、事業主に対して対策を講ずるよう行政指導を行います。

労働局長による援助(助言・指導・勧告)

労働局長は、当事者(労働者、事業主)双方から事情を聴き、紛争の解決に必要な助言、指導、勧告を行います。

機会均等調停会議による調停

労働問題の専門家により構成されている「機会均等調停会議」において、調停委員は当事者双方から事情を聴き、紛争解決の方法として調停案を作成し、双方に受諾を勧告します。

相談

解決

65歳までの定年の引上げ等の速やかな実施を!!

ご存じですか？日本は先進国のなかで一番高齢化率が高いことを。

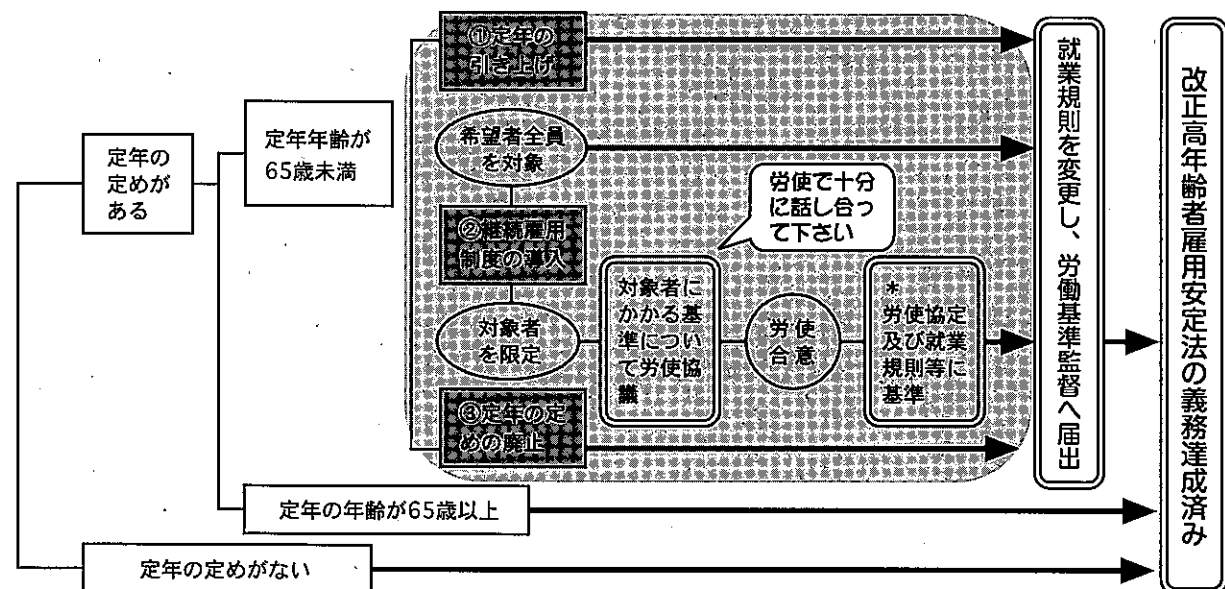
2005年の総務省統計局調査によると、世界の人口の年齢構造は、15歳未満人口の割合が28.3%、15～64歳人口が64.4%、65歳以上人口が7.3%となっており、我が国の総人口に占める65歳以上人口が20.1%と世界最高になっています。20年後の2030年には、総人口の約3人に1人が65歳以上の高齢者になることが見込まれています。

このように少子高齢化が急速に進み、労働力人口の減少が見込まれる中、経済社会の活力を維持するためには、高齢者が社会の支え手として活躍することが重要であり、意欲と能力があれば、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた取組が必要です。

このため、平成18年4月1日から、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正され、各企業は高齢者雇用確保措置を講じることが義務付けられています。

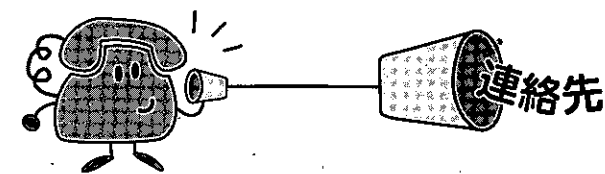
具体的には①定年年齢の65歳までの引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のいずれかの措置を講じることになっており、段階的引き上げのスケジュールは、平成22年4月からは64歳、平成25年4月からは65歳までの雇用義務となっています。②の継続雇用制度を導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、各企業の実情に応じ労使の工夫による柔軟な対応が取れるよう、事業主が、労使協定により継続雇用制度の対象となる高齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、②の措置を講じたものとみなされます。(下図フローチャート参照)

高齢者雇用確保措置の実施義務達成のフローチャート



ハローワークでは企業を訪問して高齢者雇用確保措置や継続雇用の導入に向けて指導・助言を行うとともに、高齢者の方をハローワーク等の紹介により雇用した際に支給される特定求職者雇用開発給付金や一定期間試用雇用した際に企業へ支給する高齢者試用雇用奨励金などの助成金制度があります。

また、(社)沖縄雇用開発協会でもハローワークと連携して、人事管理制度や賃金・退職金制度の整備、職場改善、高齢者の職域開発などの具体的な相談・助言を無料で行う「高齢者雇用アドバイザー」を配置しており、平成21年度は県内企業から約400件近い相談を受け、各企業の状況に対応した助言等を行っておりますので、相談を希望される企業の皆様はぜひ利用していただくとともに、労働者の定年の引き上げや定年の定め廃止を実施した企業へ支給する定年引き上げ等奨励金などの助成金制度もありますので、高齢者雇用や継続雇用の導入の際に活用されるようご検討ください。



(社) 沖縄雇用開発協会
 TEL: 098-891-8460
 住所: 那覇市小禄1831-1
 沖縄産業支援センター5階

10月は「中小企業退職金共済制度加入促進強化月間」です

中小企業の皆様!

中退共で退職金の準備を始めませんか?

中退共制度は 中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です

- **適格退職年金制度からの移行先です**
 適年解約事業所の約半数が中退共に移行しています
- **掛金の一部を国が助成します**
 中退共制度に新しく加入する事業主に掛金月額1/2(従業員ごとに上限5,000円)を加入後4か月日から1年間助成します
- **掛金は全額非課税です**
 掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費となります
- **管理が簡単です**
 従業員ごとの納付状況、退職金試算額等を事業主にお知らせいたしますので退職金の管理が簡単です
- **掛金以外の経費がかかりません**
 事務手数料・管理費等は一切不要です

〈お問い合わせ先〉

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
 〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
 TEL(03)3436-0151(代表) FAX(03)3436-0400

●くわしくはホームページをご覧ください



<http://chutai-kyo.taisyokukin.go.jp>

就業規則と労働協約及び労働組合の意義について

相談内容

労働組合を結成して間もないが、会社側との話し合いで賃金や労働時間などいくつかの労働条件について妥結した。しかし会社側はいまだに就業規則を改定していない。このような場合どちらが優先されるか教えてください。

又、労働組合の意義・団体交渉・労働協約についても併せてアドバイスを。

相談回答

(1) 労働協約が優先

会社側との話し合い（団体交渉）の結果、合意に達した労働条件などについては、使用者が定める就業規則の内容よりも優先することになります。その根拠は次のとおりとなっております。

(イ) 労働組合法第16条（基準の効力）

労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に関する基準に違反する労働契約の部分は、無効とする。この場合において無効となった部分は、基準の定めるところによる。労働契約に定めがない部分についても同様とする。

(ロ) 労働基準法第92条（法令及び労働協約との関係）

就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

(2) 労働組合の意義

労働条件等の職場の問題について、労働者個人が使用者に話し合いを求めたとしても力の限度が大きく、多数の労働者が労働組合を結成することで、初めて労働者と使用者が対等の関係で話し合うことができる。

労働組合は労働組合法で保護されており、結成されると労働組合には使用者と交渉する権利が生じ、使用者には交渉に応じなければならない義務が生じる。

(3) 団体交渉

労働組合が労働条件の維持・改善などを要求して使用者と行う話し合いを団体交渉といい、労働組合法では「使用者は、使用者が雇用する労働者の代表と団体交渉することを正当な理由がなくて拒むことをしてはならない」と規定している。

(4) 労働協約

労働協約とは、団体交渉の結果、労働条件等について労・使双方が合意に達した内容を文書化し、双方が署名押印したものをいう。

10月は「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間です！ ～労働委員会が労使紛争の解決をお手伝いします～

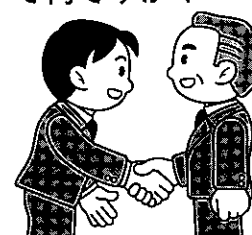
労使間の労働条件等に関するトラブルでお困りではありませんか？
当委員会では、労使間の労働条件等に関するトラブルについて解決をお手伝いする「個別労働関係紛争のあっせん」を行っています。
今回は、この「個別労働関係紛争のあっせん」について、Q&A形式で紹介します。

Q1 個別労働関係紛争のあっせんとは？
労働問題に関して経験豊かな「あっせん員」が、労働関係紛争の生じた当事者からお話を伺い、双方の問題点を整理したうえで、助言等を行い、双方の歩み寄りによる解決の援助を行うもので、「(労働者又は使用者の) どちらかが悪い」といった紛争の決着をつけるものではありません。

Q2 あっせんの対象となる紛争は？
「労働条件、その他労働関係に関すること」で、「個々の労働者と使用者間の紛争」を取り扱います。例として「突然、解雇を言い渡された」などの解雇問題、賃金、賞与、労働時間、休日・休暇、昇給、配置転換、出向、退職手当に関する紛争等です。

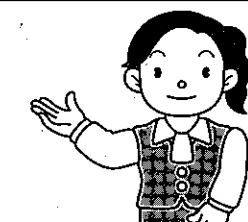
Q3 あっせん員はどのような人ですか？
当労働委員会では、「あっせん員」は「あっせん員候補者名簿」に記載されている公益委員（大学教授、弁護士などの学識経験者）、労働者委員（労働組合の役員など）、使用者委員（企業経営者、使用者団体役員など）の中からそれぞれ1名を指名しています。

Q4 あっせんのメリットって何ですか？
・1カ月程度での早期解決を目指し、調査やあっせんを迅速に実施します。
・あっせん員が中立・公平な立場で解決を援助します。解決の援助にあたっては、当事者の意向を尊重し、話し合いでの解決に努めます。
・申請の手続きは簡単で、費用は無料です。



☆☆事務局から一言☆☆
10月は個別労働関係紛争処理制度の周知月間です。全国の労働委員会が一斉に広報活動に取り組みます。
個別労働関係紛争あっせんの申請・手続に関することは、どうぞお気軽に下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先 沖縄県労働委員会事務局（県庁2階）
TEL：098-866-2551 FAX：098-866-2554
ホームページ：「沖縄県労働委員会」と入力し検索
Eメール：aal60008@pref.okinawa.lg.jp



沖縄県労働経済指標

年月	常用労働者(規模5人以上)				失業者数		一般職業紹介状況(沖縄県)				消費者物価指数	
	一般労働者		パートタイム労働者		(沖縄県)	(沖縄県)	有効		求職件数	H17=100		
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数		求人倍率	那覇市	全国
平成11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	103.4	103.0
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	103.2	102.2
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	102.2	101.5
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	101.0	100.6
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	100.7	100.3
16年	28,921	277,660	9,470	77,476	49	7.6	32,501	12,979	0.40	2,464	100.8	100.3
17年	32,188	273,547	10,907	93,239	51	7.9	34,890	15,016	0.43	2,485	100.0	100.0
18年	32,445	271,386	11,089	98,683	50	7.7	33,741	15,454	0.46	2,560	99.8	100.3
19年	32,714	271,242	11,558	98,024	47	7.4	32,351	13,697	0.42	2,463	100.2	100.3
20年	33,216	278,941	11,738	92,260	48	7.4	30,790	11,574	0.38	2,178	102.3	101.7
21年	32,068	284,657	12,008	103,037	50	7.5	34,878	9,902	0.28	2,017	101.5	100.3
21年7月	32,047	285,943	12,087	105,466	45	6.6	36,529	9,420	0.26	1,961	101.1	100.1
8月	32,020	284,990	12,047	105,292	51	7.5	35,472	9,742	0.27	1,935	101.7	100.4
9月	31,972	283,935	12,081	104,364	51	7.7	35,101	9,682	0.28	2,028	101.9	100.4
10月	31,916	283,402	12,133	105,271	47	7.1	35,159	10,202	0.29	2,174	101.5	100.0
11月	31,845	286,137	12,220	103,615	50	7.5	33,964	9,614	0.28	1,867	101.2	99.8
12月	31,809	283,612	12,275	107,661	45	6.8	32,292	8,792	0.27	1,743	101.0	99.6
22年1月	31,767	277,680	12,120	109,368	48	7.1	32,956	9,537	0.29	1,775	101.2	99.4
2月	31,713	278,342	12,114	109,399	54	8.1	34,667	10,978	0.32	1,861	100.8	99.3
3月	31,566	274,569	12,055	108,215	53	8.0	38,319	12,823	0.33	2,772	101.1	99.6
4月	32,039	279,056	12,071	109,633	54	8.0	40,530	12,231	0.30	2,538	100.4	99.6
5月	32,047	276,774	12,116	111,457	53	7.9	39,920	11,002	0.28	2,005	100.4	99.7
6月	31,982	277,003	12,214	111,203	45	6.7	39,201	11,216	0.29	2,240	100.3	99.7

資料出所 県統計課 沖縄労働局 県統計課

年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
平成11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年	153.3	154.1	140.9	144.8	12.4	9.3	376,964	281,400	299,380	235,425	77,584	45,975
17年	152.4	153.5	140.0	145.3	12.4	8.2	380,438	275,214	300,918	232,352	79,520	42,862
18年	153.5	155.3	140.6	147.0	12.9	8.3	384,401	278,588	302,746	234,846	81,655	43,742
19年	154.2	152.4	140.8	144.3	13.4	8.1	377,731	299,015	299,782	247,936	77,949	51,079
20年	153.0	152.0	140.1	143.9	12.9	8.1	379,497	297,971	300,694	247,577	78,803	50,394
21年	147.3	152.2	136.4	141.8	10.9	10.4	355,223	283,652	288,478	240,782	66,745	42,870
21年7月	154.7	157.2	143.9	147.2	10.8	10.0	405,749	279,839	288,002	241,144	117,747	38,695
8月	144.5	152.8	133.9	143.1	10.6	9.7	299,397	257,497	287,510	242,961	11,887	14,536
9月	147.1	147.8	136.0	138.2	11.1	9.6	293,436	243,113	287,977	239,929	5,459	3,184
10月	149.7	152.7	138.0	142.7	11.7	10.0	295,889	240,399	289,525	240,154	6,364	245
11月	149.7	149.7	137.9	139.6	11.8	10.1	311,172	239,366	289,405	238,655	21,767	711
12月	148.0	150.5	135.9	140.0	12.1	10.5	655,229	498,141	289,841	239,053	365,388	259,088
22年1月	140.9	149.4	129.4	138.9	11.5	10.5	298,773	235,138	288,045	234,485	10,728	653
2月	145.8	146.6	134.1	136.8	11.7	9.8	291,696	233,145	289,087	232,420	2,609	725
3月	151.8	155.1	139.5	144.9	12.3	10.2	307,518	248,736	292,031	239,486	15,487	9,250
4月	156.4	156.5	143.8	147.4	12.6	9.1	307,390	237,305	294,877	235,019	12,513	2,286
5月	143.1	147.5	131.4	138.0	11.7	9.5	298,267	230,109	289,191	229,724	9,076	385
6月	154.8	153.7	143.1	145.1	11.7	8.6	530,947	398,786	291,798	231,790	239,149	166,996

資料出所 県統計課

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂



「労働おきなわ」111号 (琉球労働から通巻185号)

2010年9月30日発行

編集・発行/沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 TEL(098) 866-2366
 FAX(098) 866-2355

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=156>

発行人/湧川盛順
 印刷所/樹巴印刷
 〒904-1106 うるま市石川2287-2
 TEL(098) 964-2437
 FAX(098) 965-6522